

貴金属受渡供用品の指定要領

貴金属受渡供用品の指定要領

(目的)

第1条 当社の貴金属市場における受渡供用品（以下「供用品」という。）の指定に関しては、貴金属受渡細則（以下「細則」という。）で定めるもののほか、本要領によるものとする。

(供用品の指定)

第2条 細則に定める供用品の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は必要事項を記載した供用品指定申請書を当社に提出し、承認を得るものとする。

(申請者の要件)

第3条 申請者の要件は次のとおりとする。

- (1) 金、銀、白金及びパラジウムの生産または精錬操業の年数が申請前5年以上あること。
- (2) 過去5年間の平均年間生産量がプレートまたはインゴットで金にあっては5トン、銀にあっては30トン、白金にあっては1トン、パラジウムにあっては500kg以上あること。
- (3) 申請者が、London Bullion Market Association（以下「LBMA」という。）又は London Platinum and Palladium Market（以下「LPPM」という。）において、当該申請商品に係る認定を受けていること。
- (4) 原則として20億円以上の純資産額を有すること。ただし、次に掲げる事項のすべての要件に該当する場合は、この限りでない。
 - イ 申請者又は申請者の親会社（申請者の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一以上の株式又は出資を所有している者であって、20億円以上の純資産額を有している者。）が、前号に係る認定を受けている団体（「LBMA」又は「LPPM」）の会員であること（白金及びパラジウムの申請については、当社が適当と認めた場合を除く。）。
 - ロ 当該親会社から申請者に係る保証誓約書の提出があること。

(申請書への添付書類)

第4条 供用品指定申請書には次の事項を記載した書面を添付するものとする。

- (1) 過去5年間の累積生産量
- (2) 他市場における実績（登録等）
- (3) 直近3年間の会社の財務諸表（申請者と特別の利害関係のない監査法人の監査証明を受けたもの。）なお、子会社の場合は連結決算書
- (4) 精錬所の名称と住所

- (5) 塊のカラー写真
- (6) 塊面に表示される刻印を明瞭に示す図面
- (7) 海外または国内の工業用需要家（地金商を含む。） 2社による推薦
- (8) 取引参加者による推薦

（品質及び形状の基準）

第5条 供用品の品質及び形状基準は次に定めるものとする。

- (1) 当社が貴金属受渡供用品の指定に係る品質及び重量の鑑定要領（以下、「鑑定要領」という。）に定める方法による分析結果が細則第2条第1項各号で定める純度以上及び重量であること。
- (2) 形状は当社の供用品に準ずるものとし、表面は金・白金にあってはなめらかであって不整、へこみ又は気泡があってはならない。
銀・パラジウムにあっては、著しい不整、へこみ又は気泡があってはならない。

（供用品の表示項目）

第6条 供用品の表示は次のとおりとする。

- (1) ブランドマークとアセイヤーマーク
- (2) 重量表示は（キロ）グラム
- (3) 品位
- (4) バーナンバー

（品質及び重量の鑑定）

- 第7条** 申請者は、供用品指定申請書提出後当社の求めにより鑑定用のサンプルを提出し、当社はそのサンプルを当社が指定する鑑定者に鑑定要領に定める方法により、品質（純分）及び重量の鑑定を依頼し、その結果の報告を受けるものとする。
- 2 当社は申請者に対し、鑑定要領に定める方法により鑑定用のサンプルを与え、申請者はそのサンプルの分析結果を当社に報告するものとする。

（鑑定に要する費用等）

第8条 申請者は、鑑定に際して、当社に申請料を支払うものとする。また、鑑定に要する費用は申請者の負担とし、鑑定にかかる料金は鑑定要領に定めるところによるものとする。

（随時品質検査）

第9条 貴金属市場の信頼性維持のため、指定を受けた供用品については、必要に応じ品質検査を行うこととする。

(指定の取消し)

第10条 当社は、供用品がLBMA又はLPPMから認定の取消しを受けた場合等、当該供用品について社会的信用を失墜することがあったときは、当該指定を取消することができるものとする。

(改廃)

第11条 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本要領は、平成20年12月1日に施行する。

附則

第5条（品質及び形状の基準）、第7条（品質及び重量の鑑定）及び第8条（鑑定に要する費用）の変更規定は、平成21年5月7日に施行する。

附則

第3条（申請者の要件）、第4条（申請書への添付書類）及び第10条（指定の取消し）の変更規定は、平成21年6月3日に施行する。

附則

第4条（申請書への添付書類）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第8条（鑑定に要する費用）の変更規定は、平成27年2月16日に施行する。

附則

第3条（申請者の要件）、第4条（申請書への添付書類）及び第5条（品質及び形状の基準）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第3条（申請者の要件）及び第5条（品質及び形状の基準）の変更規定は、平成29年5月8日に施行する。